

### (参考4) 諸外国の状況

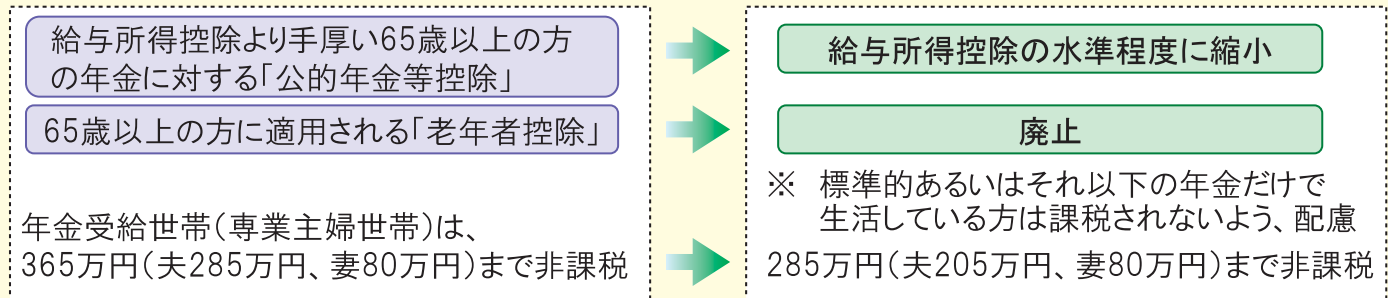
	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
高齢化率	18.5(2002) 35.7(2050)	12.4(2000) 21.1(2050)	15.9(2001) 27.3(2050)	16.6(2000) 31.0(2050)	16.7(1999) 26.7(2050)	17.2(2001) 30.4(2050)
合計特殊出生率	1.29(2003)	2.13(2000)	1.63(2001)	1.29(2001)	1.90(2001)	1.57(2001)
平均寿命 (いずれも2001年)	男性:78.1歳 女性:84.9歳	男性:74.3歳 女性:79.5歳	男性:75.1歳 女性:79.9歳	男性:75.1歳 女性:81.1歳	男性:75.6歳 女性:82.9歳	男性:77.7歳 女性:82.3歳
年金保険料率	13.58 (労使折半)	12.4 (労使折半)	21.8 (本人10%)	19.5 (労使折半)	16.45(注) (本人6.65%)	18.91 (本人7%)

(注) フランスは、子に対する遺族年金に相当する給付がなされる家族手当分5.4% (事業主のみ負担)を加えると、21.85%

### (参考5) 年金課税の見直し

(年金受給者に対する課税は、現役世代よりも優遇)

(世代間・高齢者間の公平の観点から見直し)



※ 給与所得者世帯(夫婦2人、専業主婦)の課税最低限は、156.6万円

○ この見直しによる増収分は、そのまま、基礎年金国庫負担割合の引上げに充てられます。いわば、高齢者世代の中で支え合っていただくことで、若い世代の負担増を抑えることができることになります。

※ 増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当(平成17年の所得から見直しが適用されるので、平成16年度の充当分は、その1/6(272億円)となります。)

### (参考6) 給付水準の推移

改正年	改正の考え方	新規裁定者のモデルの年金	直近現役男子の平均標準報酬		
			年金額(a)	報酬(b)	所得代替率(a)/(b)
昭和40年	1万円年金の実現	制度的な加入期間 20年 平均標準報酬月額 2.5万円	1.0万円	2.8万円	36%
昭和44年	2万円年金の実現	平均加入年数 24年4月 平均標準報酬月額 3.8万円	2.0万円	4.5万円	45%
昭和48年	直近男子の平均賃金の60% 5万円年金の実現	平均加入年数 27年 平均標準報酬月額 8.5万円	5.2万円	8.5万円	62%
昭和51年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 28年 平均標準報酬月額 13.6万円	9.0万円	14.1万円	64%
昭和55年	直近男子の平均賃金の60%	平均加入年数 30年 平均標準報酬月額 19.9万円	13.6万円	20.1万円	68%
昭和60年	直近男子の平均賃金の60%	加入年数 40年 平均標準報酬月額 25.4万円	17.6万円	25.4万円	69%
平成元年	前回改正の水準維持	加入年数 40年 平均標準報酬月額 28.8万円	19.7万円	28.8万円	69%
平成 6年	ネット所得スライドの導入	加入年数 40年 平均標準報酬月額 33.7万円	23.1万円	34.0万円	68%
平成12年	給付乗率の5%適正化	加入年数 40年 平均標準報酬月額 36.0万円	23.8万円	36.7万円 [手取り総報酬: 40.1万円]	[手取り総報酬比: 59%]